

## 令和8年度鳥取県教育旅行県内視察支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この事業は、学校の教職員及び旅行会社担当者が教育旅行の行き先を検討するに当たって鳥取県へ視察や下見に訪れる場合の費用（以下「費用」という。）を支援することにより、鳥取県への教育旅行の誘致を促進することを目的とする。

### (補助対象要件)

第2条 補助対象となる視察や下見は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 鳥取県以外にある小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等の教職員及び旅行会社の担当者による教育旅行の行き先を検討するための視察や下見であること。なお、林間学校や臨海学校など、青少年教育施設等での宿泊研修を主とした学校行事のための視察や下見は対象外とする。
- (2) 令和8年5月7日（出発日）～令和9年2月28日（帰着日）の間に行われること。
- (3) 鳥取県内に1泊以上宿泊し、鳥取県内で体験を1か所以上行程に含むこと。
- (4) 帰省後、訪問レポートや領収書の写し等の必要書類が提出できること。

### (補助対象費用及び額)

第3条 補助対象となる費用は次に掲げるものとし、1校につき10万円を上限に実費の2分の1（1円未満切り捨て）上限に補助するものとする。なお、視察や下見が鳥取県を含む複数の都道府県にわたる場合の補助対象は、鳥取県に係る部分を原則とする。

#### (1) 交通費

- ・公共交通を利用した場合の県外からの移動費（航空券代、JR代、高速バス代）
- ・公共交通を利用した場合の県内移動費
- ・レンタカー代（ガソリン代を含む）
- ・高速道路利用料

(2) 鳥取県内の宿泊費（アルコール等の飲料代は除き、朝食代、夕食代込みで1人当たり1万5千円を上限）

(3) その他、諸経費（施設入場料、体験料、ガイド料、駐車場代等）

2 消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は補助対象経費に含めないものとする。

### (補助金の申請)

第4条 補助を受けようとする者は、鳥取県を訪れる20日前までに、次の書類を添付の上、視察支援補助金申請書（様式第1号）を連盟まで提出しなければならない。

- (1) 行程がわかる資料

### (補助金の決定)

第5条 連盟は、前条による申請があった場合は内容を審査し、補助をすることを決定したときは、視察支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請を行った者（以下「補助決定者」とい

う。)に通知する。

(実績等の報告)

第6条 補助決定者は、鳥取県を訪問した後、20日以内に、次の書類を添付の上、視察支援補助金実績報告書兼精算書(様式第3号)を連盟に提出しなければならない。

- (1) 訪問レポート(別紙1)
- (2) 精算金額報告書(別紙2)
- (3) 領収書の写し又は当連盟が定めた様式

(補助金の支払い)

第7条 連盟は、前条による視察支援補助金実績報告書兼精算書の提出を受けた場合は必要な検査を行い、内容が適正であると認めるときは、支払金額を確定し、視察支援補助金支払通知書(様式第4号)により補助決定者に通知するとともに速やかに指定された口座へ支払うものとする。

(補助金の決定の取消)

第8条 補助決定者がこの要綱の規定に違反したとき、提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき、連盟が求める書類等の提出がされないとき等は、補助金の決定を取り消すことができる。

(雑則)

第9条 本書に定めのない事項については、連盟が別に定める。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。